

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第十号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年十月五日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：広島県知事（税務課）

諮問日：令和 7 年11月20日

（令和 7 年度諮問第11号）

答申日：令和 8 年 9 月24日

（令和 8 年度答申第10号）

答申内容

第 1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 6 年 7 月21日付けで審査請求人から提起のあった、広島県 A 県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第55条の規定による法人県民税（均等割）の更正処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（税務課））の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和 7 年10月17日付け 6 審理第70号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。） 3 の(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和 7 年11月20日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 基本的事項

ア 一般に、租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強く働くことから、原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと解されている（最高裁判所判決平成22年3月2日（判例タイムズ No. 1323 2010. 7. 15の P77)）。そして、いかなる場合に例外的な解釈が行われるのかについては、「文理解釈によっては規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に初めて」行われるべきであるとされており、その場合は、「規定の趣旨・目的に照らしてその意味内容を明らかにする目的的解释が行われるべきであって、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うべきでないと解され」ている（東京高等裁判所判決平成22年9月9日）。

イ そこで、前記アの観点から検討するに、法人県民税の均等割の税率は、法第52条第1項により、法人の「資本金等の額」による区分に応じて定められているところ、同項の「資本金等の額」については、その用語の意義が法第23条第1項第4号の2（平成27年度税制改正時は第4号の5。以下同じ。）に定められている。審査請求人（法第53条第1項の規定により申告納付する法人）に適用される同号イにおいては、同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度の同号イ(1)に掲げる金額の合計額から同事業年度の同号イ(2)及び(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中の同号イ(1)に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中の同号イ(3)に掲げる金額を減算した金額との合計額とされている。

ウ なお、同号イの「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額のことをいい、具体的には法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「政令」という。）第8条第1項により、資本金の額に、同項第1号から第12号までに掲げる金額を加算し、同項第13号から第22号までに掲げる金額を減算した額とされている。

エ また、法第52条第4項において、「資本金等の額」が法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額に満たない場合には、当該合計額による区分に応じて、法人県民税の均等割の税率を適用することとされている。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、平成27年度税制改正の趣旨・目的が、「法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一すること」で、ここに対象を株式会社に限定するという発想は全く見受けられないこと、また弁明書において処分庁が、「類推解釈とは、ある事項について法律が規定していることを規定のない類似の事項にあてはめて解釈することで、法の欠缺を補充するもので

ある。」と述べていることから、対象を株式会社に限定している法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定の文言は、改正の趣旨・目的とそごを来しており、法の欠缺があること、さらに社会正義及び公平の観点から鑑み、生産森林組合にも類推適用すべきであると主張している。

さらに、処分庁が「法第23条第1項第4号の2イの列举の中に株式会社に係る規定があるので減額調整（原文ママ。以下同じ。）できるが、その裏として、生産森林組合については、そうした規定がないので、減額調整できない」という（条文の）反対解釈の手法を採用しているが、減算調整を株式会社にのみ認める理由はなく、法第23条第1項第4号の2イ(3)を生産森林組合を含む他の法人にも類推適用すべきであると主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、審査請求人に係る法第52条第1項の「資本金等の額」は、同人は生産森林組合であって会社法（平成17年法律第86号）の適用対象外であることを踏まえると、法第23条第1項第4号の2イにおいて、法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額と規定されていることは、その文理から明らかであるから、前記(1)アで説示した租税法規の解釈の在り方によれば、文理解釈によるのが相当であり、生産森林組合に同号イ(3)を類推適用する余地はないと言わざるを得ない。

以上のことから、審査請求人の主張は、法第23条第1項第4号の2イの文理に反してその定め及ばない場合にまで同号イ(3)の適用範囲を拡大すべき旨を主張するに等しいものであって、解釈論の範疇を超えて立法論の領域に属するものであり、失当と言わざるを得ない。

(3) 本件処分に係る更正額について

処分庁は、法第23条第1項第4号の2の規定により「資本金等の額」を算定し、法人県民税の均等割の額を年額5万円として、あわせてひろしまの森づくり県民税を2,500円として更正したのは、適切な処分であると主張している。

このことについて、審査請求人の「資本金等の額」は、同人から提出された「道府県民税事業税特別法人事業税の確定申告書」並びに「令和5年度臨時総会議事録（以下「議事録」という。）」及び「組合員資本等変動計算書（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）（以下「変動計算書」という。）」に基づき、次のとおり算出していることが認められる（令和7年9月19日付け回答書3(4)）。

ア 令和5年12月31日現在における政令第8条に規定する資本金の額又は出資金の額を議事録及び変動計算書で確認・算定（審査会注：法第52条第4項参照）

3,328,000円（出資金）＋2,065,955円（資本準備金）（森林組合法施行規則（平成18年農林水産省令第46号）第28条。以下「施行規則」という。）

＝5,393,955円

イ 事業年度開始の日以降に減少した政令第8条第1項第12号に相当する金額を議

事録及び変動計算書で確認・算定

13,442,000円（出資金の減）＋3,343,545円（資本準備金の減）
＝16,785,545円

ウ 前記アに前記イを加算し、資本金等の額を22,179,500円と確認・算定（審査会注：政令第8条第1項参照）

以上のとおりであるから、本件処分に係る更正額は、関係法令等の規定に基づき適正に算出されていると認められる。

よって、審査請求人に対して行った本件処分に違法又は不当な点はない。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和7年11月20日）

2 第1回審議（令和8年8月26日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和8年9月24日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方団体 道府県又は市町村をいう。

二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第23条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

四の二 資本金等の額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 第53条第1項の規定により申告納付する法人（ロ及びハに掲げる法人を除く。） 同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度（イ及びロにおいて「過去事業年度」という。）の(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度の(2)及び(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中の(1)に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中の(3)に掲げる金額を減算した金額との合計額

(1) 平成22年4月1日以後に、会社法（平成17年法律第86号）第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除き、総務省令で定めるものに限る。）を同法第450条の規定により資本金とし、又は同法第448条第1項第2号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

(2) 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損の填補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。(2)において「会社法整備法」という。）第64条の規定による改正前の商法（(2)において「旧商法」という。）第289条第1項及び第2項（これらの規定を会社法整備法第1条の規定による廃止前の有限会社法（昭和13年法律第74号。(2)において「旧有限会社法」という。）第46条において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による旧商法第289条第1項及び第2項第2号（これらの規定を旧有限会社法第46条において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損の填補に充てた金額

(3) 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

第52条 法人の均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

法人の区分	税率
一 次に掲げる法人	年額 2万円
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び	

第24条第5項に規定する公益法人等のうち、第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円

- 4 第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の

額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第4項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第53条 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）、第74条第1項、第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式により、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）、第88条又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第57条第1項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第55条第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。）、同法第71条第1項、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から6月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。次項及び第39項において同じ。）の事業年度）開始の日以後6月を経過した日をいう。）の前日までの期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合におい

て、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第60項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならない。

第55条 道府県知事は、第53条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（「確定法人税額」という。以下この項から第3項までにおいて同じ。）若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額が同条第1項若しくは第2項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、第58条の規定により確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

第72条 事業税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 付加価値割 付加価値額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。
- 二 資本割 資本金等の額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。
- 三 所得割 所得により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。
- 四 収入割 収入金額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

第72条の2 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

- 一 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ ロに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
 - ロ 第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のな

い社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第72条の32第2項第3号において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第72条の32第2項第4号において同じ。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

第72条の21 第72条の12第2号の各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第1号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第2号及び第3号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第1号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第3号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする。ただし、清算中の法人については、第4項に規定する場合を除き、当該額は、ないものとみなす。

一 平成22年4月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除き、総務省令で定めるものに限る。）を同法第450条の規定により資本金とし、又は同法第448条第1項第2号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

二 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損の填補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この号において「会社法整備法」という。）第64条の規定による改正前の商法（以下この号において「旧商法」という。）第289条第1項及び第2項（これらの規定を会社法整備法第1条の規定による廃止前の有限会社法（以下この号において「旧有限会社法」という。）第46条において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による旧商法第289条第1項及び第2項第2号（これらの規定を旧有限会社法第46条において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損の填補に充てた金額

三 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

第72条の24の7 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率により定めた率を乗じて計算した金額の合計額

7 第1項第2号及び第5項各号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。

八 森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）

(2) 法人税法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十六 資本金等の額 法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。

第5条 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

第13条 この法律において「事業年度」とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下この章において「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいい、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は第3項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した会計期間若しくは第4項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が1年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。

(3) 会社法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

第446条 株式会社の剰余金の額は、第1号から第4号までに掲げる額の合計額から第5号から第7号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度の末日におけるイ及びロに掲げる額の合計額からハからホまでに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 資産の額

ロ 自己株式の帳簿価額の合計額

ハ 負債の額

ニ 資本金及び準備金の額の合計額

ホ ハ及びニに掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

二 最終事業年度の末日後に自己株式の処分をした場合における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を控除して得た額

三 最終事業年度の末日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額（次条第1項第2号の額を除く。）

四 最終事業年度の末日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額（第448条第1項第2号の額を除く。）

五 最終事業年度の末日後に第178条第1項の規定により自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額

六 最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合における次に掲げる額の合計額

イ 第454条第1項第1号の配当財産の帳簿価額の総額（同条第4項第1号に規定する金銭分配請求権を行使した株主に割り当てた当該配当財産の帳簿価額を除く。）

ロ 第454条第4項第1号に規定する金銭分配請求権を行使した株主に交付した金銭の額の合計額

ハ 第456条に規定する基準未満株式の株主に支払った金銭の額の合計額

七 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

第447条 株式会社は、資本金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する資本金の額

二 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額

三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項第1号の額は、同項第3号の日における資本金の額を超えてはならない。

3 株式会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときにおける第1項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とする。

第448条 株式会社は、準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する準備金の額
 - 二 減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、その旨及び資本金とする額
 - 三 準備金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項第1号の額は、同項第3号の日における準備金の額を超えてはならない。
- 3 株式会社が株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときにおける第1項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とする。

第452条 株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分（前目に定めるもの及び剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するものを除く。）をすることができる。この場合においては、当該剰余金の処分の額その他の法務省令で定める事項を定めなければならない。

(4) 政令

第8条 法第2条第16号（定義）に規定する政令で定める金額は、同号に規定する法人の資本金の額又は出資金の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第1号から第12号までに掲げる金額の合計額から当該法人の過去事業年度の第13号から第22号までに掲げる金額の合計額を減算した金額に、当該法人の当該事業年度開始の日以後の第1号から第12号までに掲げる金額を加算し、これから当該法人の同日以後の第13号から第22号までに掲げる金額を減算した金額との合計額とする。

十二 資本金の額又は出資金の額を減少した場合（第14号に規定する場合を除く。）のその減少した金額に相当する金額

(5) 施行規則

第28条 純資産の部は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 組合員資本（森林組合連合会にあつては、会員資本とする。以下同じ。）
 - 二 評価差額
- 2 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第2号に掲げる項目は、控除項目とする。
- 一 出資金
 - 二 未払込出資金
 - 三 回転出資金（法第29条第2項に規定する回転出資金をいう。以下同じ。）
 - 四 再評価積立金（資産再評価法（昭和25年法律第110号）第102条の規定に基づき積み立てたものをいう。）
 - 五 利益剰余金

- 3 前項第5号に掲げる項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
 - 一 準備金（法第68条第1項に規定する準備金をいう。）
 - 二 その他利益剰余金
- 4 前項第2号に掲げる項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
 - 一 任意積立金
 - 二 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）
- 5 前項第1号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。
- 6 第4項第2号に掲げる項目については、当期剰余金又は当期損失金を付記しなければならない。
- 7 評価差額に係る項目は、その他有価証券評価差額金その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

(6) 広島県税条例（昭和29年広島県条例第16号）

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基き賦課徴収する県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について必要な事項は、法令その他別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。

第24条 知事は、天災その他特別の事情がある場合においては、県税の減免を必要とすると認める者に限り、県税を減免することができる。ただし、個人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税（第105条の納税者を除く。）についてはこの限りでない。

2 前項の規定による県税の減免を受けようとする者は、その事由の発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 税目
- 三 年度、期別及び税額
- 四 減免を受けようとする事由
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

第45条 法人の均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

法人の区分	税率
一 次に掲げる法人	年額 2万円
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び第34条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割	

を課することができないもの以外のもの （法人税法別表第2に規定する独立行政 法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税 法第2条第9号の2に規定する非営利型 法人をいう。以下この号において同 じ。）に該当するものを除く。）及び一 般財団法人（非営利型法人に該当するも のを除く。） ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に 規定する相互会社以外の法人で資本金の 額又は出資金の額を有しないもの（イか らハまでに掲げる法人を除く。） ホ 資本金等の額（法第23条第1項第4号 の2に規定する資本金等の額をいう。以 下この表及び第3項において同じ。）を 有する法人（法人税法別表第2に規定す る独立行政法人で収益事業を行わないも の及びニに掲げる法人を除く。以下この 表において同じ。）で資本金等の額が 1000万円以下であるもの	
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の 額が1000万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の 額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の 額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の 額が50億円を超えるもの	年額 80万円

(7) ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）

第1条 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため、広島県税条例（昭和29年広島県条例第16号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、ひろしまの森づくり県民税として課する。

第3条 平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度（令和4年3月31日までに開始する連結事業年度に限る。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第45条第1項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

- (8) 平成27年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について
(平成27年1月23日付け総務省自治税務局事務連絡)

平成27年度地方税改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について

第一 平成27年度地方税制改正

1 留意事項

平成27年度地方税制改正については、次の事項にご留意いただきたい。

(2) 法人税改革

② 法人住民税

法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする（法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一する）こととし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

- ⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

第156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

- (10) 広島県行政機関設置条例（昭和39年広島県条例第94号）

第3条 地方自治法第156条第1項の規定により、県税に関する事務を分掌させるため、県税事務所を置く。

- (11) 広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）

第30条 県税事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 県税等及びこれらに係る税外収入の賦課徴収に関すること。
- 二 税外諸収入の徴収に関すること。
- 三 納税貯蓄組合の育成指導に関すること。

四 市町が処理する県税事務の指導及び監督に関すること。

- (12) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、令和6年3月5日、法人県民税の均等割等の額（法定の法人県民税の均等割の額及びその額の5%が併せて課される超過課税分のひろしまの森づくり県民税の額との合計額をいう。以下同じ。）について、株式会社に認められている、法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定に基づく資本金等の額の減算調整が生産森林組合についても類推適用されることを前提として、21,000円の法人県民税の申告納付を行った。

イ これに対して、処分庁は、類推適用は認められないとして、令和6年6月27日付けで、法第55条第1項の規定に基づき、52,500円に更正する本件処分を決定し、既に申告納付されている21,000円との差額の31,500円を納付するように、審査請求人に更正決定通知書を送付した。

ウ 審査請求人は、令和6年7月21日付けで、広島県知事に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

(2) 判断

ア 本件処分の適法性について

(ア) 審査請求人は、法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定が会社法のみ適用であることは、平成27年度税制改正の趣旨・目的とそごを来しており、生産森林組合にも類推適用すべきであることを理由に、本件処分の取消しを求めている。

(イ) しかしながら、審査請求人に係る法第52条第1項の「資本金等の額」は、同人は生産森林組合であって会社法の適用対象外であることを踏まえると、法第23条第1項第4号の2イにおいて、法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額と規定されていることは、その文理から明らかである。一般に、租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強く働くことから、原則として文理解釈によるべきである。最高裁判所の判例においても、「租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではな」と判示されている（最高裁判所平成22年3月2日第三小法廷判決・民集第64巻第2号420頁）。そして、いかなる場合に例外的な解釈が行われるのかについては、「文理解釈によっては規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に初めて」行われるべきであるとされており、その場合は、「規定の趣旨・目的に照らしてその意味内容を明らかにする目的的解释が行われるべきであって、みだりに拡張解釈や類推解釈を行う

べきではないと解され」ている（東京高等裁判所平成22年9月9日判決）。

租税法は侵害規範であって、法的安定性が強く要請されることから、原則として文理解釈によるべきであるという前記の説示を踏まえると、生産森林組合に同号イ(3)を類推適用する余地はないと言わざるを得ない。

- (ウ) 以上のことから、審査請求人の主張は、法第23条第1項第4号の2イの文理に反してその定め及ばない場合にまで同号イ(3)の適用範囲を拡大すべき旨を主張するに等しいものであって、解釈論の範疇を超えて立法論の領域に属するものであり、相当でない。

よって、審査請求人に対して行った本件処分に違法又は不当な点はない。

- (エ) 以上により、本件処分を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 上記のほか、一件記録を見分したところ、本件処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委 員（部会長）	酒	井	朋	子
委 員	手	塚	貴	大
委 員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。